

沼津市立救護施設設置条例施行規則

平成 17 年 12 月 19 日

規則第 82 号

(趣旨)

第1条 この規則は、沼津市立救護施設設置条例(昭和 56 年条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書の提出等)

第2条 条例第6条第1項の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、条例第6条第1項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 沼津市立高尾園の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(第2条関係)

指 定 申 請 書

年 月 日

(あて先) 沼津市長

所在地
申請者 団体名
代表者名

沼津市立高尾園の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 沼津市立高尾園の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類